特定非営利活動法人ヘルプの喜び運動協会定款

第１章　　総則

（名称）

第１条　　この法人は、特定非営利活動法人**ヘルプの喜び運動協会**という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を、東京都武蔵野市吉祥寺南町２丁目２５番１６号に置く。

1　この法人は、前項のほか、従たる事務所を神奈川県横須賀市大津町４丁目 12 番 37 号に置く。

第２章　　目的及び事業

（目的）

第３条　　この法人は人間の本質の中にある他人を喜ばす喜び、プロフェッショナルな人創りを運動としてスタートさせ、広く人々に対し提供しつつ、教育･育成・啓蒙活動、学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図り、国際交流活動に関する事業を行い、人々が元気に暮らしていけるよう人生を牽引・することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　　この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）保健、医療または福祉の増進を図る活動

（２）社会教育の推進を図る活動

（３）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

（４）環境の保全を図る活動

（５）国際協力の活動

（６）子供の健全育成を図る活動

（７）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の活動を行う。

（１）　特定非営利活動に係る事業

①ヘルプの喜び運動に関するセミナーや学術集会などの開催による啓蒙活動

②他人を助け、他人を喜ばすこと具体化する音楽や芸術、スポーツなどをテーマにしたイベント開催

③会報誌の発行および書籍などの季刊と各種インターネットサービス事業

④不特定多数の市民を対象に各地でさまざまな各種講座やイベント運営事業

⑤国際シンポジウムの開催や国際的な人材交換、情報交換を行うなどの国際交流事業

（２）その他の事業

①各種健康食品、福祉機器介護用品、美容開発製品などの推奨、教材、人材育成、関わる出版、物品販売

2　前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、同項第１項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章　会員

（種別）

第6条　この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（1）　正会員　　当法人の目的に賛同して入会し、法人活動を推進する団体･企業及び・個人

（2）　賛助会員　　当法人の目的に賛同する団体･企業及び個人

（入会）

第7条　会員の入会について、特に条件は定めない。

1　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2　理事長は、前項のものの入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

（1）退会届の提出をしたとき。

（2）本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

（3）除名されたとき

（退会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号に一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

（1）この定款等に違反したとき。

（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第12条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章　役員及び職員

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

（1）理事　　6人以上25人以内

（2）監事　　1人以上2人以内

2　理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事長とする。

（選任等）

第14条　理事は、理事会において選任する、監事は総会において選任する。

1　理事長及び専務理事長は、理事の互選とする。

2　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

1　専務理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

2　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

3　監事は、次に掲げる職務を行う。

（1）理事の業務執行の状況を監査すること。

（2）この法人の財産の状況を監査すること。

（3）前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（4）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

（5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条　役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

1　補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

2　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条　役員が次の各号の一に該当するに場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

（1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に該当役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

1　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

2　前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第20条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。

1　職員は、理事長が任免する。

第５章　　総会

（種別）

第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第23条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）定款の変更

（２）解散及び合弁

（３）決算の承認

（４）監事の選任

（開催）

第24条　通常総会は毎年１回開催する。

1　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

（２）正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

（３）監事が第１５条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第25条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

1　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から６０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

2　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条　総会は、正会員総数の５分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第28条　総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

1　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第29条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

1　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2　前項の規定により表決した正会員は、前２条、次条第１項及び第５１条の適用については、総会に出席したものとみなす。

3　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第６章　理事会

（構成）

第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条　理事会は、この定款で定める事項のほか、次の事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）事務局の組織及び運営に関する事項

（４）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第33条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき。

（２）理事総数の３分の２以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（３）弟１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条　理事会は、理事長が招集する。

1　理事長は、前条第２号の場合には、その日から３０日以内に理事会を招集しなければならない。

2　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第36条　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

1　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第37条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

1　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

3　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第39条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された資産

（２）入会金及び会費

（３）寄付金品

（４）財産から生じる収入

（５）事業に伴う収入

（６）その他の収入

（資産の区分）

第40条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業の２種とする。

（資産の管理）

第41条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第43条　この法人の会計は、次のとおり区分する。

（１）特定非営利活動に係る事業会計

（2）その他の事業の会計

（事業計画及び予算）

第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

1　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第46条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

1　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第47条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときには、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第49条　この法人の事業年度は、毎年１月１日に始まり、同年１２月３１日に終わる。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解　散）

第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（1）総会の決議

（2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（3）正会員の欠亡

（4）合併

（5）破産

（6）所轄庁による設立の認証の取り消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５２条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げ

る者のうち、総会で決議した特定非営利活動法人に寄付するものとする。

（合　併）

第53条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第54条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第１０章　雑則

（細　則）

第55条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に揚げる者とする。

役職名	氏　名
理事長	原　京子
専務理事	小笠原昌弘
理　事	寄本　勝美
同	徳丸浩一郎
同	レイエス由利子
同	辰巳　直樹
同	清田　義弘
同	井上　秀夫
同	原　雄二郎
同	辰巳　雅子
同	藤江　和貴
同	佐々木良祐
同	山本　良江
同	岩品　誠
監事	山本　学

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年12月31日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5　この法人の設立当初の事業年度は第４９条の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成18年12月31日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（1）入会金：正会員　　：団体･企業　　３万円　　：個人　　２千円
　　年会費：正会員　　：団体･企業一口　６万円　　：個人一口　１万円

（2）　入会金：賛助会員　　：団体･企業　　０円　　：個人　　０円
　　年会費：賛助会員　　：団体･企業　一口　１万円　　：個人一口　２千円

